

居宅療養管理指導重要事項説明書

(介護予防居宅療養管理指導)

令和8年1月1日現在

利用者に対する居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）サービス（医療保険における診療訪問を行う場合には、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）は訪問診療と読み替えるものとする。以下、サービスという）の提供開始にあたり、厚生省令第37号に基づいて、当事業が利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業所の概要

事業所名称および事業所番号

事業所名	医療法人社団せせらぎ せせらぎ在宅クリニック
所在地、連絡先	住所：〒305-0043 茨城県つくば市大角豆 2012-72 電話：029-886-5959 FAX:029-886-5958
法人種別	医療法人
事業所番号	0812013829
代表者氏名	理事長 清水亭

事業所の職員体制

従業者の職種	職員	委託	職務内容
管理者	1人		事業所の運営および業務全般の管理
医師	1人以上		居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の利用の申し込みにかかる調整、実施状況の把握
看護師	1人以上		医師同行、医療の提供
事務	1人以上		事務作業の提供
管理栄養士	0	1人	居宅療養管理指導の提供

2. 当事業所が提供するサービス

居宅療養管理指導とは、介護保険制度において要支援、要介護の認定を受けられた方で、通院が困難な方のご自宅（居宅）を訪問し、継続的な医学的管理に基づいて医師が行うものです。具体的には、従来の医療保険での往診、訪問診療に加えて、次のことを行います。

- ① 居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）および居宅サービス事業者へ居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供します。
- ② 要介護者またはご家族の方へ、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導、助言等を行います。

- ③ 管理栄養士は、医師の指示に基づき、栄養ケア計画を作成し、患者又は家族に、栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談、助言を行います。
概ね3月を目途として、当該計画の見直しを行います。
- ④ その他、療養上必要な事項についての指導、助言を行います。

3. 実施時間・診療時間

通常の場合、訪問診療や往診時に行います。

居宅介護支援事業者への情報提供については、必要に応じて随時行います。

平日（月曜日～金曜日）：9時～18時

休診日：土日祝日、年末年始

4. 利用料について

- ① 医師による居宅療養管理指導費

介護保険制度にて定められた利用料の1割、2割もしくは3割をいただきます。

在宅時医学総合管理指導料の算定月は、ひと月に2回を限度に居宅療養管理指導費Ⅱを算定いたします。

- ② 管理栄養士による居宅療養管理指導費

介護保険制度にて定められた利用料の1割、2割もしくは3割をいただきます。

ひと月に2回を限度に管理栄養士居宅療養Ⅰを算定いたします。

- ③ 居宅療養管理指導費に関わる交通費は徴収しません。

- ④ 利用料等のお支払い方法

訪問診療の請求と合わせ、診療翌月の中旬頃に請求書を発送いたします。

領収書は、お支払い確認後に発送いたします。

お支払いは、医療費と合わせて口座自動振替をご利用いただきますようお願いしております。

その他のお支払い方法をご希望の方はご相談ください。

5. 苦情申立窓口

(1) 当事業所相談窓口

担当者	管理者 清水亨
電話番号	029-886-5959
対応時間	月曜日～金曜日 9：00～18：00

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得を得られるよう努めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、

改善に向けた対応がなされるよう、サービス事業者と充分な話し合い等を実施します。また、その後も必要に応じサービス事業者を訪問し、よりよいサービスが図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

つくば市役所 高齢福祉課	電話番号	029-883-1111
土浦市役所 高齢福祉課	電話番号	029-826-1111
牛久市役所 高齢福祉課	電話番号	029-873-2111
阿見町役場 高齢福祉課	電話番号	029-888-1111
茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号	029-301-1565

6. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生したご利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態についてサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおりの対応を致します。

(1) 事故発生の報告

事故によりご利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

(2) 処理経過及び再発防止策の報告

(1)の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

6. サービス提供地域（訪問診療エリア）

つくば市・土浦市・かすみがうら市・阿見町・牛久市
龍ヶ崎市・つくばみらい市・常総市

7. 緊急時対応

「せせらぎ在宅クリニック」は24時間の在宅療養支援診療所です。状態に対する相談を24時間、受け付けております。

またご相談内容に添って、より良い対処法を医師・ご本人様・ご家族様とで協議し対応策を決定していきます。

8. 秘密の保持

- (1) 事業者に所属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。
- (2) ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の同意をご利用者ご家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書で得ない限り、会議等においてご利用者及びご家族の個人情報を用いません。

9. ハラスメントの防止

職場内でのパワハラ、セクハラだけでなく、利用者からのもの（カスタマーハラスメント）も防止の対象となります。カスタマーハラスメントが発覚した場合にサービス終了の可能性があります。

10. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、職員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。
- (5) 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに相談・通報などの適切な対応を行います。また市町村が行う調査への協力も行います。

13. 身体拘束等の原則禁止

原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等のおそれがある場合等、利用者本人または他者の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者本人または家族に対して説明し、同意を得た上で、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件に留意し、必要最小限の範囲内で行うものとします。その場合、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録する。また、事業所として身体拘束を行わないとための取り組みを積極的に行うものとします。

1 4. (社会情勢及び天災)

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- 2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとします。

1 5. その他

- ① 居宅療養管理指導についてご質問、ご要望などございましたら、当クリニックまでご連絡ください。
- ② 緊急の場合には 24 時間いつでもご相談ください。
- ③ 健康保険法、介護保険法等を遵守し業務を行います。
- ④ 諸般の事情により指導に困難が生じた場合には、連携医療機関を紹介するなど必要な対応をいたします。

当事業所はサービス内容、要事項説明書に基づいて居宅療養管理指導のサービス内容および重要事項の説明をいたしました。

利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、利用者等への説明・同意について、

- (1) 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を可能とします。
- (2) 利用者等の署名・押印について、求めないことを可能とします。

付則

2024 年 4 月 1 日 改定

2026 年 1 月 1 日 改定

